

令和2年第3回国立大学法人旭川医科大学役員会議事要旨

1. 日時 : 令和2年3月25日(水)午後4時08分～午後5時27分
2. 場所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 松野 丈夫理事, 藤尾 均理事, 平田 哲理事,
井上 久志理事
4. 陪席者 : 鈴木 義幸監事, 高野 一夫監事, 太田学長政策推進室長, 保科事務局長,
梶原病院事務部長, 玉木教務部長, 小林総務課長, 国井人事課長,
松井企画評価課長, 岩佐研究支援課長, 石坂会計課長, 押田施設課長

議事に先立ち、学長から、令和2年第2回役員会(令和2年2月12日開催)の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議題

1. 就業規則等の一部改正について

本件について、学長から発議があり、次いで国井人事課長から、資料1-1・2に基づき、以下のとおり説明があった。

- ① 令和元年6月に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が制定されたことに伴い、国家公務員法等において定められていた成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項等が削除されたことから、本学においても同様に、職員就業規則で定めている職員の解雇要件から「成年被後見人又は被保佐人となったとき」の文言を削除すること。
- ② 働き方改革関連法による同一労働同一賃金に関する法改正が本年4月1日に施行されることに伴い、常勤職員のみ適用されているリフレッシュ休暇を廃止し、それに相当する日数(3日)分を年次休暇として付与することとし、非常勤職員についても同様にそれに相当する日数を付与するため、関連規程を改正すること。
- ③ 診療に従事しない特任教員に対しても、専門業務型裁量労働制の適用を可能とするため、非常勤職員就業規則を改正すること。

その後、審議の結果、原案のとおり了承された。

2. 病院長選考規程等の一部改正について

本件について、学長から発議があり、次いで国井人事課長から、病院長候補者選考委員会の設置期間を明確にすることを目的として、資料2のとおり「旭川医科大学病院長選考規程」及び「旭川医科大学病院長候補者選考委員会規程」を改正することについて説明があった。その後、審議の結果、原案のとおり了承された。

3. 年俸制教員給与規程等の一部改正及び新たな年俸制教員給与規程等の制定について

本件について、学長から発議があり、次いで国井人事課長から資料3に基づき、以下のとおり説明があった。

- ① 文部科学省の「人事給与マネジメント改革」の一環として、新たな年俸制教員の制度を導入する必要があること。

- ② 新たな年俸制教員の制度化に伴い、現行の年俸制教員給与規程を「年俸制教員(退職手当相当額前払い型)」と名称を変更し、関係規程も同様に改正すること。
- ③ 新制度の概要は資料5のとおりであるが、当該制度には業績評価(本学では教員評価)の結果を適切に処遇(基本給や業績給)に反映させることが求められており、その際には「+」のみならず「-」の設定も必要であること。
- ④ 令和2年7月1日以降に新たに採用された場合及び同日以降に月給制教員が昇任した場合には、新年俸制を適用すること。
- ⑤ 既に運用中の年俸制(退職手当型相当前払い型)については、現に適用されている在職者24名のみに限ることとするが、新年俸制への移行は可能であること。その後、審議の結果、原案のとおり了承された。

4. 令和2年度年度計画(案)について

本件について、学長から発議があり、次いで松井企画評価課長から、資料4に基づき、令和2年度年度計画(案)について説明があった。審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、令和2年度年度計画は、3月31日までに文部科学大臣へ届け出る旨学長から発言があり、今後、軽微な修正等が生じた場合については、学長に一任することが併せて了承された。

5. 寄附講座の期間延長について

本件について、学長から発議及び岩佐研究支援課長から資料5に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり、「人工関節講座」の設置期間を令和3年3月31日まで延長することが了承された。

6. 令和2年度旭川医科大学当初予算(案)について

本件について、学長から発議があり、次いで石坂会計課長から資料6に基づき説明があった。その後、審議の結果、原案のとおり了承された。

7. インフラ長寿命化計画(個別施設計画)(案)について

本件について、学長から発議があり、次いで押田施設課長から資料7に基づき説明があった。その後、審議の結果、原案のとおり了承された。

8. 職員(医師)の時間外労働及び休日労働に関する協定書の見直しについて

本件について、学長から発議があり、次いで国井人事課長から資料10に基づき、協定書の改正理由と改正案について説明があった。その後、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、労働者過半数代表者と協定締結のための手続きを進める旨学長から付言があった。

9. 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」について

本件について、学長から発議があり、次いで国井人事課長から、「次世代育成支援対

策推進法」に基づく本学の一般事業主行動計画は、平成27年度から令和元年度までの5年間で、本年度末で終了となることから、資料11のとおり、新たに「行動計画(案)」を策定した旨の説明があった。その後、審議の結果、原案のとおり了承された。

報告事項

1. 学長報告

(1) 医師、看護師、保健師及び助産師国家試験結果について

高見学生支援課長から、資料8に基づき、国家試験結果について報告があった。

(2) 予算執行状況(1月分)について

石坂会計課長から、資料9-1・2に基づき説明があった。次いで学長から、引続き協力頂きたい旨付言があった。

次回の開催予定

次回役員会は、令和2年4月8日(水)午前11時00分から開催すること。